

仕 様 書

1 件 名 令和7年度北熊本駐屯地で使用する電気 (再エネ比率0%)

2 概 要

- (1) 需要場所 陸上自衛隊 北熊本駐屯地
熊本県熊本市北区八景水谷2丁目17番1号
- (2) 業種及び用途 官公署 (国家事務)

3 仕 様

(1) 電気方式、標準電圧、周波数

- ア. 供給電気方式 : 交流3相3線式
- イ. 供給電圧 (標準電圧) : 22,000V
- ウ. 計量電圧 (標準電圧) : 22,000V
- エ. 標準周波数 : 60Hz
- オ. 受電方式 : 2回線受電 (常時・予備電源)
- カ. 蓄熱式負荷設備の有無 : 無

(2) 契約電力、予定使用電力量等

- ア. 契約電力 常時電力 : 2,350kW
予備電源 : 2,350kW

契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測される値が原則としてこれを超えないものとする。また予備電源とは、常時供給設備等の補修・点検または事故により常時電力の供給が困難な場合に、常時供給設備とは異なった変電所設備から電力の供給を受けるものとする。

- イ. 令和7年度予定使用電力量 : 7,092,400kWh
(月別の予定使用電力量等は、別紙第1のとおり)

(3) 契約 (使用) 期間

自 令和7年4月1日 00:00時
至 令和8年3月31日 24:00時

(4) 使用電力量の計量

使用した電力量の計量は、九州電力送配電株式会社 (以下乙という) が設置した計量装置の読みによるものとし、毎月末日の24:00時に検針を行うものとする。

- ア. 計量装置 電力需給用複合計器 (通信機能付)
- イ. 自動検針の有無 有
- ウ. 検針方法 遠隔自動検針

(5) 需給地点

常時電力・予備電源ともに需要場所の構内1号柱において、陸上自衛隊北熊本駐屯地 (以下甲という) が設置した区分開閉器の電源側接続点。

(6) 計量地点

甲の受電所内に甲が設置した受電用真空遮断器の負荷側。

- (7) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。ただし、計量地点における計量装置は乙が所有する装置とする。
- (8) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。

4 その他

- (1) 毎月検針終了後1週間以内に、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を甲に送付すること。
- (2) 力率は、自動力率調整装置を設置し、契約期間中100%を保持する予定。
- (3) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- (4) 太陽光発電設備（3kVA）1台、非常用自家発電設備5台（500kVA×1台・150kVA×1台・45kVA×1台・30kVA×1台・10kVA×1台）を有している。
- (5) 各月の電気料金の算定において、電力量料金の燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州電力株式会社が定める標準供給条件によるものとする。
- (6) 入札価格の算定にあたっては、燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (7) 入札価格その他を計算する場合の単位、及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア. 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワット、使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ. 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ. 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。

予定使用電力量等内訳

	最大需要電力 (kW)	使用電力量 (kWh)	使用電力量の内訳 (kWh)			力率 (%)
			昼間電力量	夜間電力量	ピーク時間電力量	
7年 4月	920	395,700	236,000	159,700	——	100
7年 5月	1,128	403,700	225,100	178,600	——	100
7年 6月	1,776	601,300	373,500	227,800	——	100
7年 7月	2,185	853,500	402,700	355,000	95,800	100
7年 8月	2,048	855,000	395,600	364,300	95,100	100
7年 9月	2,032	794,800	355,900	351,700	87,200	100
7年 10月	1,520	522,300	309,900	212,400	——	100
7年 11月	1,392	416,900	247,400	169,500	——	100
7年 12月	1,632	566,900	324,600	242,300	——	100
8年 1月	1,744	591,700	325,000	266,700	——	100
8年 2月	1,656	567,900	327,800	240,100	——	100
8年 3月	1,280	522,700	304,400	218,300	——	100
合計	——	7,092,400	3,827,900	2,986,400	278,100	——

夏季 …毎年7月1日から9月30日までの期間をいう。

その他季 …毎年10月1日から翌年6月30日までの期間をいう。

ピーク時間電力量 …夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間で使用する電力量。ただし日曜日および「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の該当する時間で使用する電力量を除く。

昼間電力量 …毎日、午前8時から午後10時までの時間で使用する電力量。ただし、ピーク時間ならびに日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日の該当する時間で使用する電力量を除く。

夜間電力量 …ピーク時間および昼間時間以外の時間で使用する電力量。